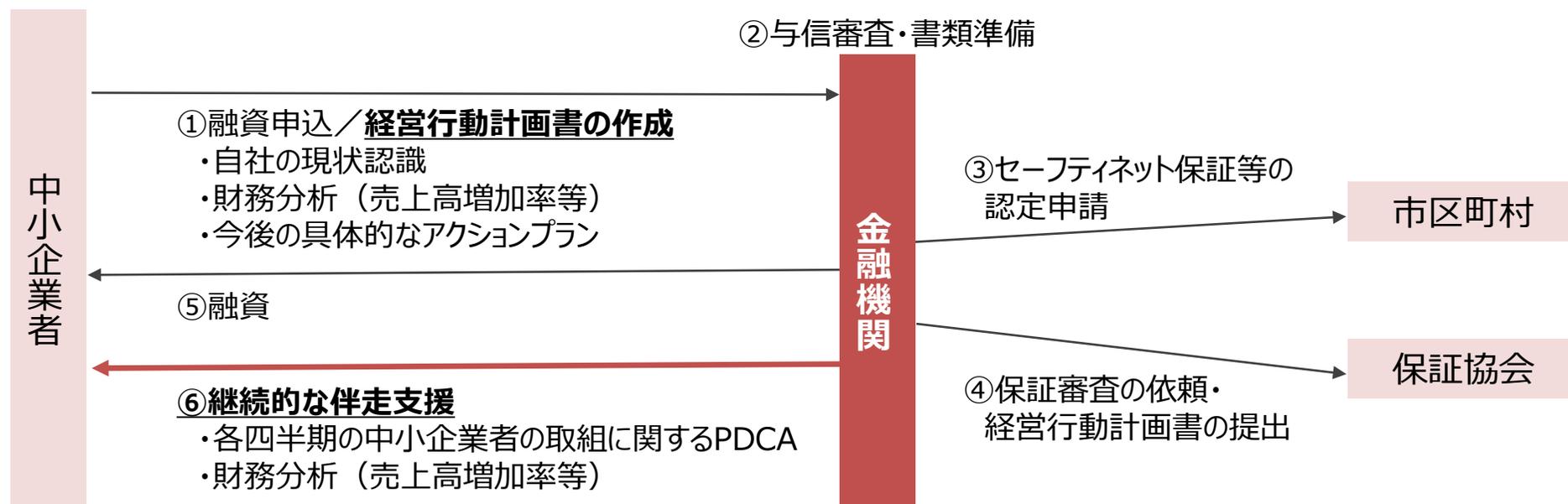


伴走支援型特別保証制度について

- コロナ禍において多くの中小企業者の売上等が減少しており、**早期に経営改善等に取り組む必要**がある。
- 中小企業者のこうした取組を後押しするため、一定の要件（売上減少▲15%以上等）を満たした中小企業者等が、**金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」を創設**し、2021年4月から制度を開始する。

【伴走支援型特別保証制度の概要】



【その他の要件】

- 保証限度額：4,000万円
- 保証期間：10年以内
- 据置期間：5年以内
- 金利：金融機関所定
- 保証料率：0.2%（国による補助前は0.85%）
- 売上減少要件：▲15%以上
- その他：
 - ・セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けていること
 - ・経営行動計画書を作成すること
 - ・金融機関が継続的な伴走支援をすること